

掲示文書一覧(市長分)

令和7年12月15日

種別	番号	題　名	主　管　課
告示	608	市道路線の区域変更及び供用開始について	道路総務課
告示	609	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
公告	674	姫路市本庁舎公告用モニター設置事業者の募集について	管財課
公告	675	姫路市本庁舎公告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集に漬え	管財課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 608号

令和 7年12月15日

姫路市長 清元秀泰

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、下記市道路線の区域を変更し、告示の日からその供用を開始する。

なお、その関係図面は、姫路市建設局道路管理部道路総務課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

記

路線名	変更する区間	旧新別	幅員(m)	延長(m)
城南 12号線	姫路市東駅前町51番地先から同市東駅前町45番2地先まで	旧	5.85～8.05	52.70
		新	8.00～8.20	
白浜149号線	姫路市白浜町甲1151番3地先から同市白浜町甲1122番1地先まで	旧	19.68～27.75	323.12
		新	10.90～35.50	

《参考》市道路線区域変更供用開始位置図

S=1:2,500

古二階町

白銀町

呉服町

紺屋町

龜井町

南町

北条口二丁目

東駅前町

北条口一丁目

駅前町

北条

JR山陽本線

外堀川

県道姫路停車場線

JR姫路駅

JR山陽新幹線

南駅前町

県道姫路停車場線

路線名	旧新別	幅員(m)	延長(m)
城南 12号線	旧	5.85~8.05	52.70
	新	8.00~8.20	

《参考》市道路線区域変更供用開始位置図

S=1:2,500



白浜町

県道白浜姫路停車場線

飾磨区妻鹿東海町

飾磨区妻鹿

国道250号

区域変更する区間

白浜町

白浜町

路線名	旧新別	幅員(m)	延長(m)
白浜149号線	旧	19.68~27.75	323.12
	新	10.90~35.50	186.60

姫路市告示第 609号

令和 7年12月15日

姫路市長 清元秀泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市四郷町東阿保1054番地2

ハイツ新田201

竹村 治奈

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市公告第 674号

令和 7年 12月 15日

姫路市長 清元秀泰

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者の募集について

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者の募集を実施するので、下記のとおり公告する。

記

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者の募集について

「姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者募集要項」のとおり

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者

募集要項

令和7年12月

姫路市本庁舎における広告用モニター設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 概要

(1) 事業の内容

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業
(民間広告及び行政情報放映事業)

(2) 設置場所、事業内容、使用許可期間等

別紙仕様書のとおり

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ないもの

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過したものを含む。）であること。

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除

に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条各号の規定に該当しない者であること。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (6) 令和 2 年度以後に国又は地方公共団体において、同様の事業の実績がある者であること。

3 応募申込方法等

(1) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書＜様式第 1 号＞
- ② 応募価格提案書＜様式第 2 号＞
- ③ 誓約書＜様式第 3 号＞
- ④ 広告事業実績調書＜様式第 4 号＞
- ⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ⑥ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
- ⑦ 国税の納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）
- ⑧ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は滞納無証明書
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書＜様式第 5 号＞
- ⑨ 事業概要
 - ア 会社概要
 - イ 直近の貸借対照表及び損益計算書

注 1) 提出書類は、全て原本を各 1 部提出してください。

注 2) 上記⑤、⑥、⑦及び⑧のアの各種証明書は、発行後 3 か月以内のものに限ります。

(2) 書類の提出方法

① 提出先

姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市役所 財政局財務部管財課 庁舎管理担当（市役所本館 4 階）

② 提出期間

令和 7 年 1 月 15 日（月）から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで

（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に掲げる本市の休日は除く。）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

※ 申込書類は、持参すること。

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可申請は、応募申込書に記載された名義で行うこと。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届＜様式第 6 号＞を、受付期間内に持参すること。

(4) 応募価格提案書の無効

- 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
- ① 使用料の応募価格が、仕様書に定める最低使用料を下回るもの
 - ② 応募資格がない者が提案したもの
 - ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
 - ④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
 - ⑤ 價格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
 - ⑥ 応募書類に虚偽の記載があるもの
 - ⑦ その他提案価格に関する条件に違反したもの

4 質問について

- (1) 姫路市本庁舎広告用モニター設置事業の募集要項に関する質問は、質問書＜様式第7号＞に記入の上、管財課までメール、郵送又は持参で提出してください。ただし、メールで提出された場合は、その旨を電話で連絡してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用すること。
- (3) 質問の受付は、令和7年12月22日（月）午後5時までとします。
- (4) 質問への回答は、ホームページで公表します。（令和7年12月25日（木）公表予定）個別の回答は行いません。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032347.html>）

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。
なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、この姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者決定事務に係る職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の公表等
設置事業者の決定は、令和8年1月20日（火）の予定です。設置事業者の決定後、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。
- (4) 公募の中止・延期
不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき、若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

6 使用許可申請の手続

設置許可業者に決定した者は、設置日の20日前までに次の書類を提出してください。

なお、(1)～(3)の各種様式につきましては、設置事業者決定後に提供します。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) モニター等機器の設置管理等を行うものが設置事業者と異なる場合は、管理関係等に関する届出書
- (4) 設置するモニター等機器の仕様が分かるもの（サイズ、消費電力量等が記載されているカタログ等）
- (5) 設置事業協定書

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

※決定を取り消したときは、同物件に係る次回公募手続に参加できません。

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及びモニター等機器の設置期間中の管理運営に係る各種書類等は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）の規定に照らし内容を判断します。

9 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 市役所本館4階

姫路市財政局財務部管財課 担当 小村・木村

電話：079-221-2129

FAX：079-221-2123

メール：kanzai@city.himeji.lg.jp

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業仕様書

1 事業内容

- (1) 広告用モニターを指定する場所（別紙1及び別紙2「設置位置図」）に設置し、民間広告及び行政情報を放映する。
- (2) 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整その他広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (3) 行政情報に係る映像制作は、設置事業者が行う。
- (4) 広告用モニター設置に係る費用（モニターの製作、取付け、電源工事、撤去、電気料金等）は、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告物（出力見本）の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。
- (6) 広告放映等に関し、別途、協定書を姫路市と締結する。

2 設置場所（所在地：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎）

物件番号	設置場所	台数	モニターサイズ	設置方法	最低使用料 (税込、月額)	位置図
1	本館1階 住民窓口センター 交付窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
2	本館1階 住民窓口センター 記載台	1台	43インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
3	本館1階 住民窓口センター 届出窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
4	本館1階 住民窓口センター 届出窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型	16,000円	別紙1
5	本館1階 国民健康保険課	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
6	本館1階 エレベーターホール	1台	32インチ 程度	スタンド型		別紙1

7	本館 2 階 税務部総合受付	1 台	43 インチ 程度	吊り下げ型		別紙 2
8	本館 2 階 ギャラリー	1 台	32 インチ 程度	スタンド型		別紙 2

- ① 物件番号 6 を除き、音声は無音とします。
- ② 物件番号 1 及び 3 ~ 5 については、番号案内機器に隣接するように広告用モニターを設置すること。なお、設置に際しては姫路市及び番号案内機器設置事業者と協議を行うこと。

3 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに 4 回更新できるものとする。また、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがある。

4 本体条件・放映時間・放映内容等

(1) 広告用モニター

- ① 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ② 音量は、業務に支障がない範囲とし、設置場所の状況に応じて、市が簡易に音量を自由に調整（無音も含む。）できるようにすること（物件番号 6 に限る。）
- ③ 放映時間は、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日をいう。）を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ④ 放映枠数は 20 枠以上とする。
- ⑤ 放映枠のうち行政情報枠を 4 分の 1 以上の割合とし、かつ、6 枠以上確保すること。
- ⑥ 行政情報の放映期間は、6 か月、1 か月及び 2 週間の期間を設定し、それぞれの放映枠は別途市と協議すること。
- ⑦ 行政情報に係る映像製作については、設置事業者が行い、市の意向に沿ったものとすること。
- ⑧ 放映する民間広告の内容等については、姫路市広告事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定）及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に市の審査を受けその承認を受けること。
- ⑨ 色覚障害者に配慮した配色にするとともに、文字サイズを大きくするなど利用者が見やすいデザインにすること。
- ⑩ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- ⑪ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑫ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。
- ⑬ 民間広告、行政情報の放映設定等の運用に係る管理は全て設置事業者が行うこととす

る。

- ⑯ 民間広告用モニターの外枠に「広告」の表示を行い、「広告主と姫路市とは直接関係
がありません。」の表示を行うこと。

(2) 使用料等

① 使用料

ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。

ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は、変動後の税率
を適用して、使用料の増額を請求できるものとする。

イ 使用料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに全額納付する
こと。

ウ 使用許可の期間に1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

② その他必要経費等

ア 広告用モニター設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去等）は、設置事業
者の負担とする。

イ 放映に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入
通知書により、市が指定する期限までに全額納付すること。

ウ 電気料金は、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量に市が設定する
単価を掛けて算出される金額とする。

エ 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された
使用料及び電気料金は返還しないものとする。

(3) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守すること。なお、市は、許可物
件について隨時実地調査を行い、その維持使用について指示することがある。

① 使用料及び電気料金を市が指定する期限までに確実に納付すること。

② モニター等機器を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供し
てはならないこと。

(4) 使用許可の取消し

使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格等に適合しない状況
となつたときは、使用許可を取り消すことがある。

(5) 自己都合によるモニター等機器の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合によりモニター等機器を撤去しよう
とするときは、撤去しようとする日の3か月前までに、市に書面により通知しなければな
らない。この場合、納入済の使用料及び電気料金は還付しない。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合、上記(4)により使用許可が取り消された場合
又は上記(5)によりモニター等機器を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、
原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

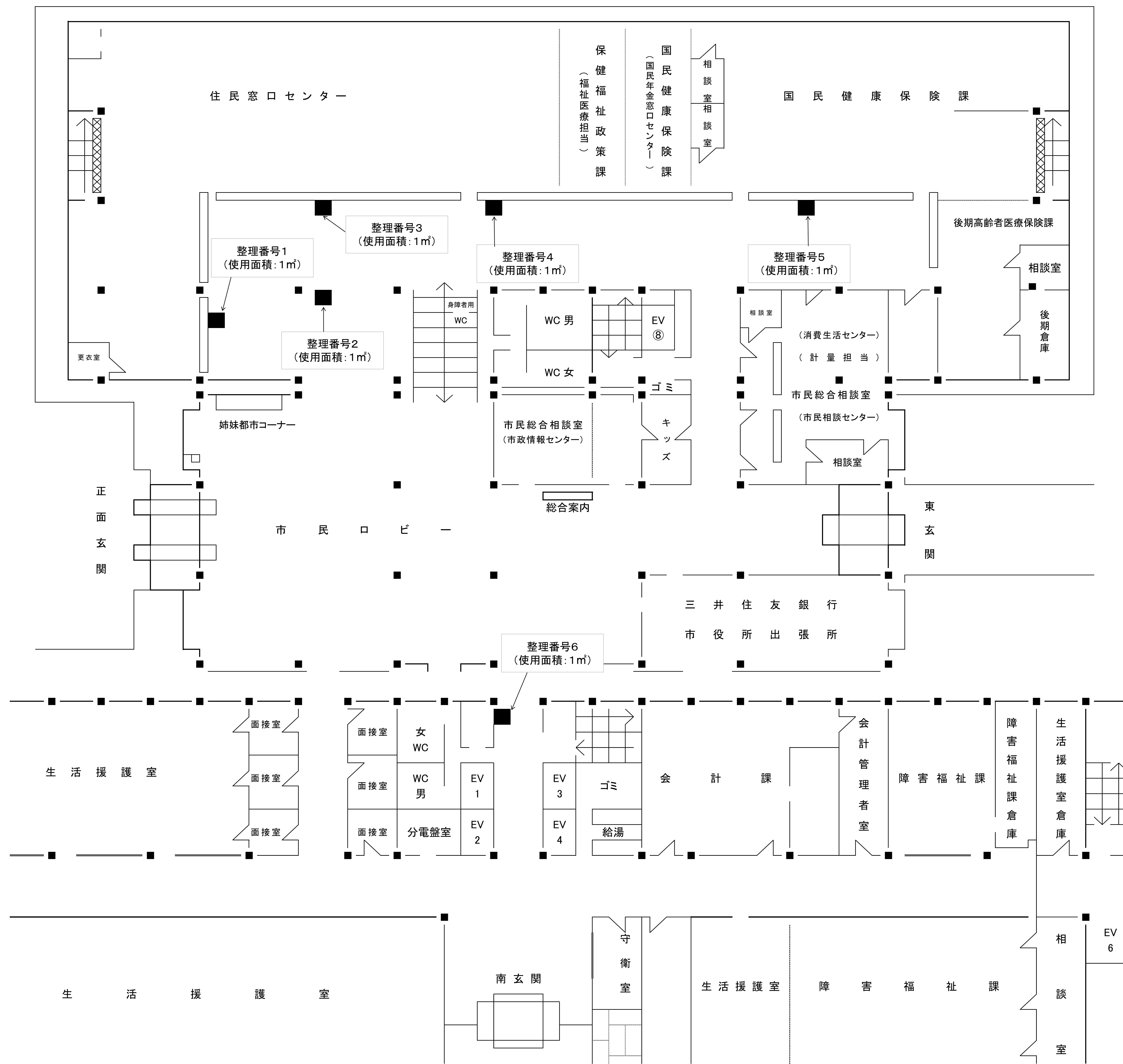
(7) その他

① 設置期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得
ず、広告用モニターの一部又は全部を中止することがある。また、設置場所について、

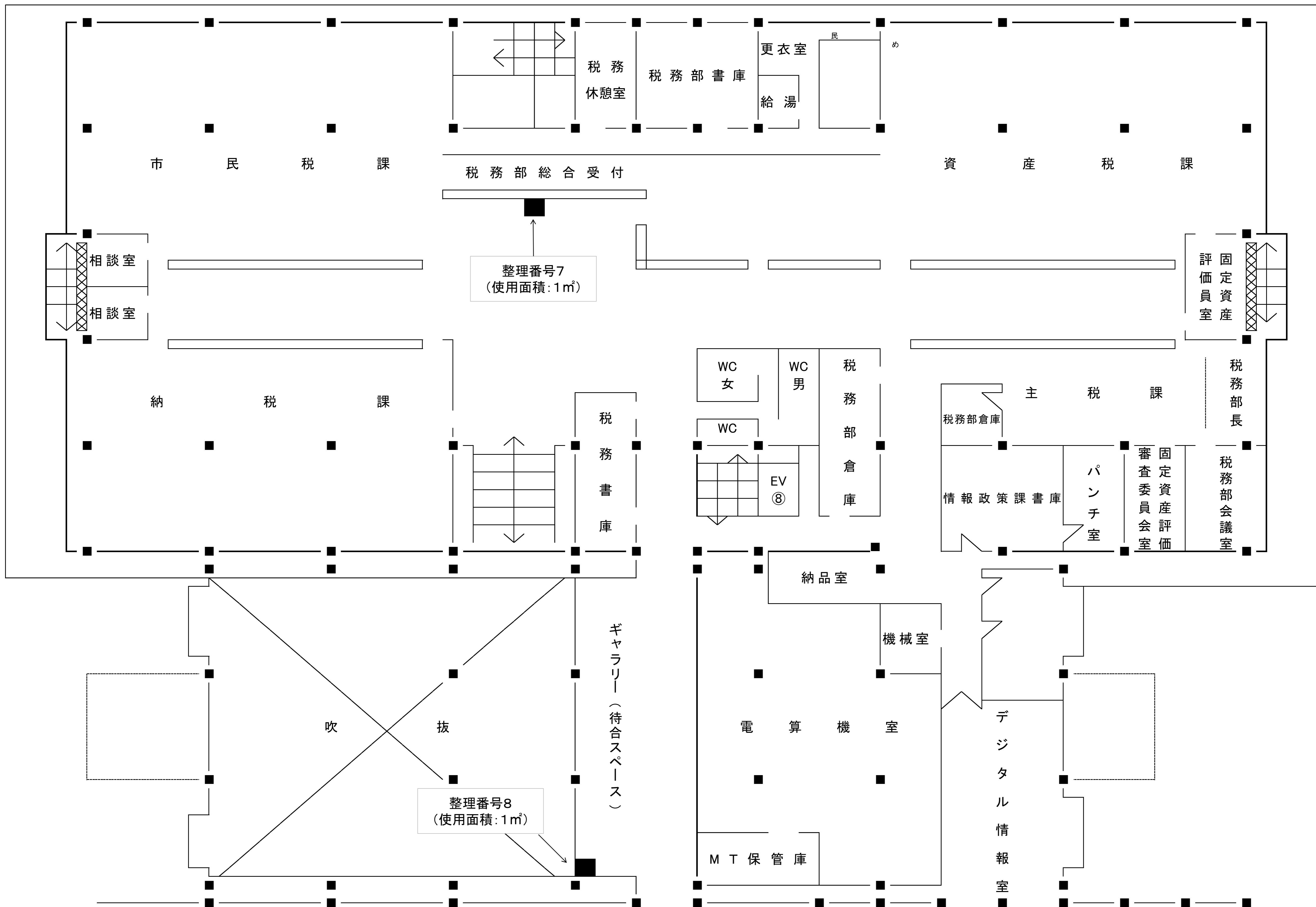
協議の上、変更することがある。

- ② 設置場所に既存掲示物等の移設や撤去が必要な場合は、代替物を用意するなど設置業者の負担で対応すること。
- ③ 機器の不具合や故障等トラブルが発生した場合については、設置事業者において速やかに対応すること。
- ④ 設備を良好に保つため、定期的な保守点検を行うこと。
- ⑤ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- ⑥ 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決する。

別紙1 本館1階



別紙2 議会棟2階



応募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

丁

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

電話番号

担当者名

姫路市が実施する本庁舎広告用モニター設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件名

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業

2 添付書類

- 応募価格提案書（定型封筒に封入のこと。）
- 誓約書
- 広告事業実績調書
- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
- 国税の納税証明書（その3の2又はその3の3）
- 姫路市税の滞納無証明書又は申立書兼同意書
- 事業概要（会社概要及び直近の貸借対照表及び損益計算書）

応募価格提案書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

〒

住 所 _____
(所在地)
氏 名 _____ 印
(法人名及び代表者名)
電 話 番 号 _____
(印鑑証明印)
担 当 者 名 _____

応募価格(提案使用料)

応募価格(提案使用料) (税込・月額)	円
------------------------	---

姫路市が実施する本庁舎広告用モニター設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※1 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料(税込・月額)以上の金額を記入してください。
2 金額はアラビア数字で記入してください。
3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
4 金額の訂正は無効です。
5 記名押印がないものは無効です。
6 必ず封筒に封入し、封筒表面に「姫路市本庁舎広告用モニター設置事業応募価格提案書」と記入してください。

誓 約 書

私は、姫路市が実施する本庁舎広告用モニター設置事業者の募集の申込に当たり次の事項を誓約します。

- 応募申込書の提出に際し、姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

〒

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

様式第4号

令和 年 月 日

広告事業実績調書

主なもの5件

件名	発注者	業務概要・設置機器数等	業務期間	備考
広告モニター設置	××市××課	本庁舎1階に広告モニターを1台設置	×年×月×日 ～ ×年×月×日	

※ 国・地方公共団体との業務実績を優先して記入願います。

※ 記入した業務の内容がわかる資料を添付してください。

過去実績総件数（上記5件含む）

国・地方公共団体	件
民間その他	件
合計	件

申立書兼同意書

私は、姫路市が実施する本庁舎広告用モニター設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申立てます。

また、下記申立てについて、姫路市が調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実に相違する場合は、応募資格を喪失する場合があることについて異議ありません。

記

1 姫路市に納付すべき確定した税金、又は延滞金はありません。

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰

〒

住 所

(所在地) _____

氏 名

印

(法人名及び代表者名) _____

(印鑑証明印)

価格提案辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

電話番号

担当者名

姫路市が実施する本庁舎広告用モニター設置事業者募集について、申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

※ 辞退後に、再度申込みを行うことはできません。

質問書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質疑者	氏名 (法人名)	
	部署	
	担当者名	
	電話	
	FAX	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注2 質問は、管財課まで、メール、郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。

注3 質問の受付は、令和7年12月22日（月）午後5時までです。

受付番号

姫路市公告第 675号

令和7年12月15日

姫路市長 清元秀泰

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集について

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集を実施するので、下記のとおり公告する。

記

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集について

「姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集要項」のとおり

姫路市本庁舎

広告付き行政情報用デジタルサイネージ

及び電子掲示板設置事業者募集要項

令和7年12月

姫路市本庁舎における広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 概要

(1) 事業の内容

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業

- ① 行政情報用デジタルサイネージの設置、運用業務
- ② 電子掲示板の設置、運用業務

(2) 設置場所、事業内容、使用許可期間等

別紙仕様書のとおり

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ないもの

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過したものを含む。）であること。

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (6) 令和 2 年度以後に国又は地方公共団体において、同様の事業の実績がある者であること。

3 応募申込方法等

- (1) 申込みに必要な書類
 - ① 応募申込書<様式第 1 号>
 - ② 応募価格提案書<様式第 2 号>
 - ③ 誓約書<様式第 3 号>
 - ④ 広告事業実績調書<様式第 4 号>
 - ⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ⑥ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
 - ⑦ 国税の納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）
 - ⑧ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は滞納無証明書
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書<様式第 5 号>
 - ⑨ 事業概要
 - ア 会社概要
 - イ 直近の貸借対照表及び損益計算書
- 注 1) 提出書類は、全て原本を各 1 部提出してください。**
- 注 2) 上記⑤、⑥、⑦及び⑧のアの各種証明書は、発行後 3 か月以内のものに限ります。**
- (2) 書類の提出方法
 - ① 提出先
姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市役所 財政局財務部管財課 庁舎管理担当（市役所本館 4 階）
 - ② 提出期間
令和 7 年 1 月 15 日（月）から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで
(姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に掲げる本市の休日は除く。)
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ※ 申込書類は、持参すること。**

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可申請は、応募申込書に記載された名義以外では行わないこと。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届<様式第6号>を、受付期間内に持参すること。

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 使用料の応募価格が、仕様書に定める最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ 応募書類に虚偽の記載があるもの
- ⑦ その他提案価格に関する条件に違反したもの

4 質問について

- (1) 姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業の募集要項に関する質問は、質問書<様式第7号>に記入の上、管財課までメール、郵送又は持参で提出してください。ただし、メールで提出された場合は、その旨を電話で連絡してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用すること。
- (3) 質問の受付は、令和7年1月22日（月）午後5時までとします。
- (4) 質問への回答は、ホームページで公表します。（令和7年1月25日（木）公表予定）個別の回答は行いません。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032347.html>）

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、この姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者決定事務に係る職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

- (3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和8年1月20日（火）の予定です。設置事業者の決定後、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき、若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

6 使用許可申請の手続

設置許可業者に決定した者は、設置日の20日前までに次の書類を提出してください。

なお、(1)～(3)の各種様式につきましては、設置事業者決定後に提供します。

(1) 行政財産使用許可申請書

(2) 暴力団排除に関する誓約書

(3) 広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板の設置管理等を行うものが設置事業者と異なる場合は、管理関係等に関する届出書

(4) 設置する広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板の機器の仕様が分かるもの（サイズ、消費電力等が記載されているカタログ等）

(5) 設置事業協定書

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

※決定を取り消したときは、同物件に係る次回公募手続に参加できません。

8 提出書類の取扱い

(1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。

(3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。

(4) 提出された申込関係書類及び電子掲示板等機器の設置期間中の管理運営に係る各種書類等は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）の規定に照らし内容を判断します。

9 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 市役所本館4階

姫路市財政局財務部管財課 担当 小村・木村

電話：079-221-2129

FAX：079-221-2123

メール：kanzai@city.himeji.lg.jp

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ 及び電子掲示板設置事業仕様書

1 事業内容

- (1) 広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板（以下「デジタルサイネージ等」とする。）を指定する場所（別紙「設置位置図」）に設置し、民間広告及び行政情報を放映する。
- (2) 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整その他広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (3) 市が提供するポスター画像以外の行政情報の製作を行う。
- (4) デジタルサイネージ等設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去、電気料金等）は、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告物（出力見本）の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。
- (6) 広告放映等に関し、別途、協定書を姫路市と締結する。

2 設置場所（所在地：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎）

物件番号	設置場所	台数	モニターサイズ	設置方法	最低使用料 (税込、月額)	位置図
1	本館1階 東玄関	1台	55インチ ×3程度	自立式 (キャスター 可動式)		別紙1
2	本館地下階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式		別紙2
3	本館2階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式	15,900円	別紙3
4	本館4階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式		別紙3

5	本館 6 階 エレベーターホール	1 台	43 インチ 程度	壁掛け式		別紙 4
6	本館 8 階 エレベーターホール	1 台	43 インチ 程度	壁掛け式		別紙 4

3 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに 4 回更新できるものとする。また、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがある。

4 本体条件・放映時間・放映内容等

(1) 行政情報用デジタルサイネージ

- ① 本館 1 階東玄関に設置するデジタルサイネージの本体は H:2,100 mm × W:3,000 mm × D:700 mm 程度とする。
- ② 電気亜鉛メッキ鋼板 (t1.5 以上) 加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ③ 行政情報用ディスプレイ (45~55 インチ程度)、民間広告用ディスプレイ、地図の表示面積を確保すること。
- ④ 民間広告用ディスプレイは、行政情報用に利用する画面表示面積を超えないこと。
- ⑤ 地図は、「姫路市全域図」と「市役所周辺図」により構成すること。
- ⑥ 色覚障害者に配慮した配色にするとともに、文字サイズを大きくするなど利用者が見やすいデザインにすること。
- ⑦ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。
- ⑧ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑨ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑩ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

(2) 電子掲示板

- ① 地階、2 階、4 階、6 階、8 階に設置する掲示板用のディスプレイは、40~43 インチ程度の大きさとする。
- ② 民間広告の表示ができるものとし、民間広告を表示する場合、画面分割による広告表示は表示面積の 2 分の 1、ローテーションによる広告表示は、全体の表示時間の 2 分の 1 を上限とする。

- ③ 利用者が見たい情報を容易に検索できるなど利用者の利便性向上が見込める措置を講ずること。
- ④ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑤ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑥ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

(3) 仕様等

- ① 電源のオン、オフをタイマーなどで管理できること。
- ② 映像は、原則無音とする。ただし、音声付き映像を放映する場合は別途協議をすること。
- ③ 民間広告用モニターの外枠に「**広告**」の表示を行い、かつ、「広告主と姫路市とは、直接関係がありません。」の表示を行うこと。
- ④ デジタルサイネージ等についてタッチパネルを使用する場合、感染症拡大防止対策を講じること。
- ⑤ デジタルサイネージ等で配信する情報は、設置場所ごとに決定できること。

(4) 放映時間、放映内容等

- ① 放映時間は、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。）を除く、午前8時35分から午後5時20分までとする。
- ② 行政情報の放映期間・本数は、別途、市と協議すること。
- ③ 市が提供するポスター画像以外の行政情報の製作については、設置事業者が行い、市の意向に沿ったものとすること。
- ④ 放映する民間広告の内容等については、姫路市広告事業実施要綱（平成20年4月1日制定）及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に市の審査を受け、その承認を受けること。
- ⑤ 民間広告、行政情報の放映設定等デジタルサイネージの運用に係る管理はすべて設置事業者が行うこととする。

(5) 使用料等

- ① 使用料
 - ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。
ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は、変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとする。
 - イ 使用料は、市が発行する納入通知書により指定する期限までに全額納付すること。
 - ウ 使用許可の期間に1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

② その他必要経費等

- ア デジタルサイネージ等設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去等）は、設置事業者の負担とする。
- イ 放映に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに全額納付すること。
- ウ 電気料金は、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量に市が設定する単価を掛けて算出される金額とする。
- エ 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された使用料及び電気料金は返還しないものとする。

(6) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守すること。なお、市は、許可物件について隨時実地調査を行い、その維持使用について指示することがある。

- ① 使用料及び電気料金を市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② デジタルサイネージ等を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(7) 使用許可の取消し

使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格要件等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがある。

(8) 自己都合による撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により、デジタルサイネージ等を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3か月前までに、市に書面により通知しなければならない。この場合、納入済の使用料及び電気料金は還付しない。

(9) 原状回復

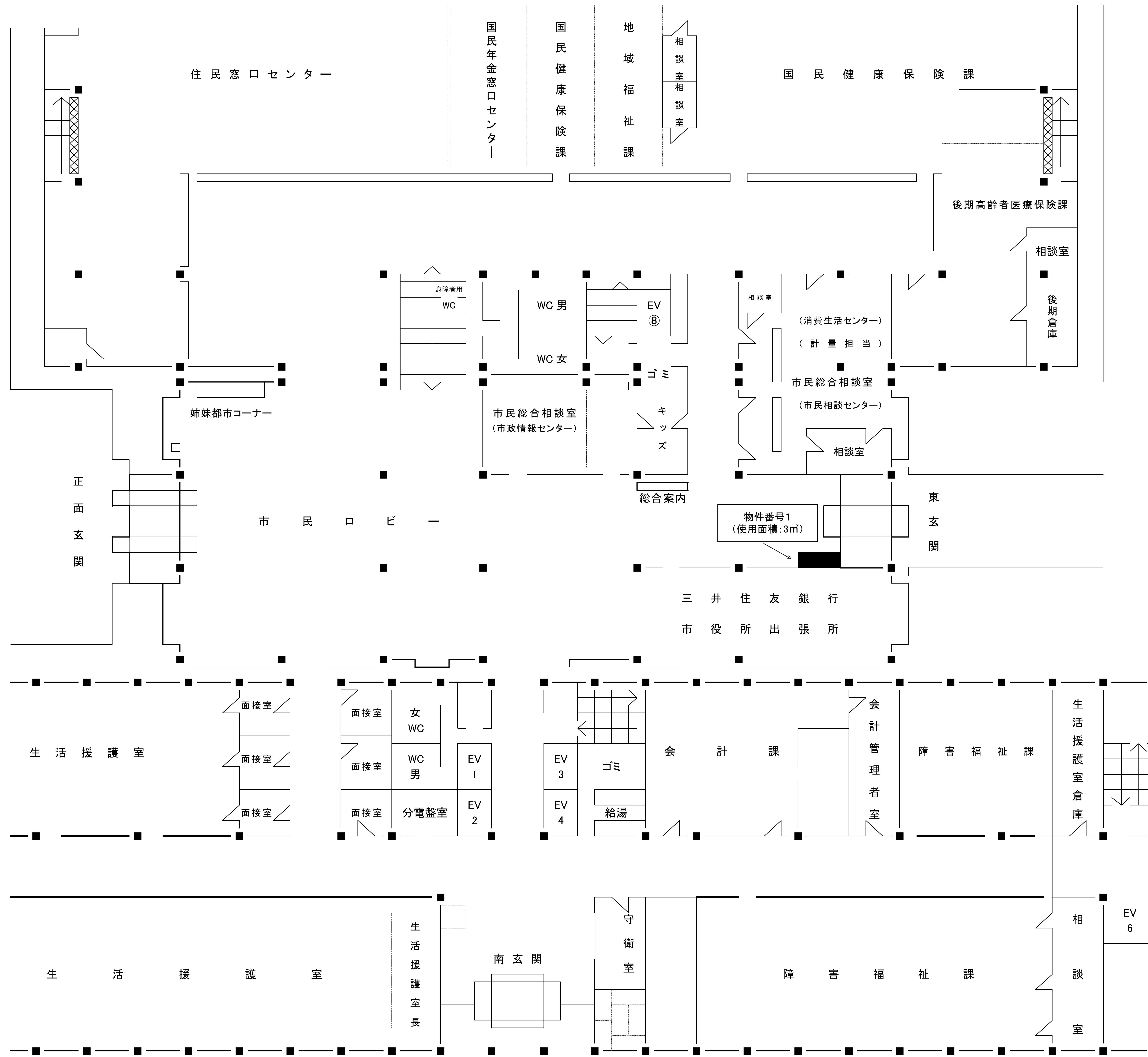
設置事業者は、許可期間が満了した場合、上記(7)により使用許可が取り消された場合又は上記(8)によりデジタルサイネージ等を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

(10) その他

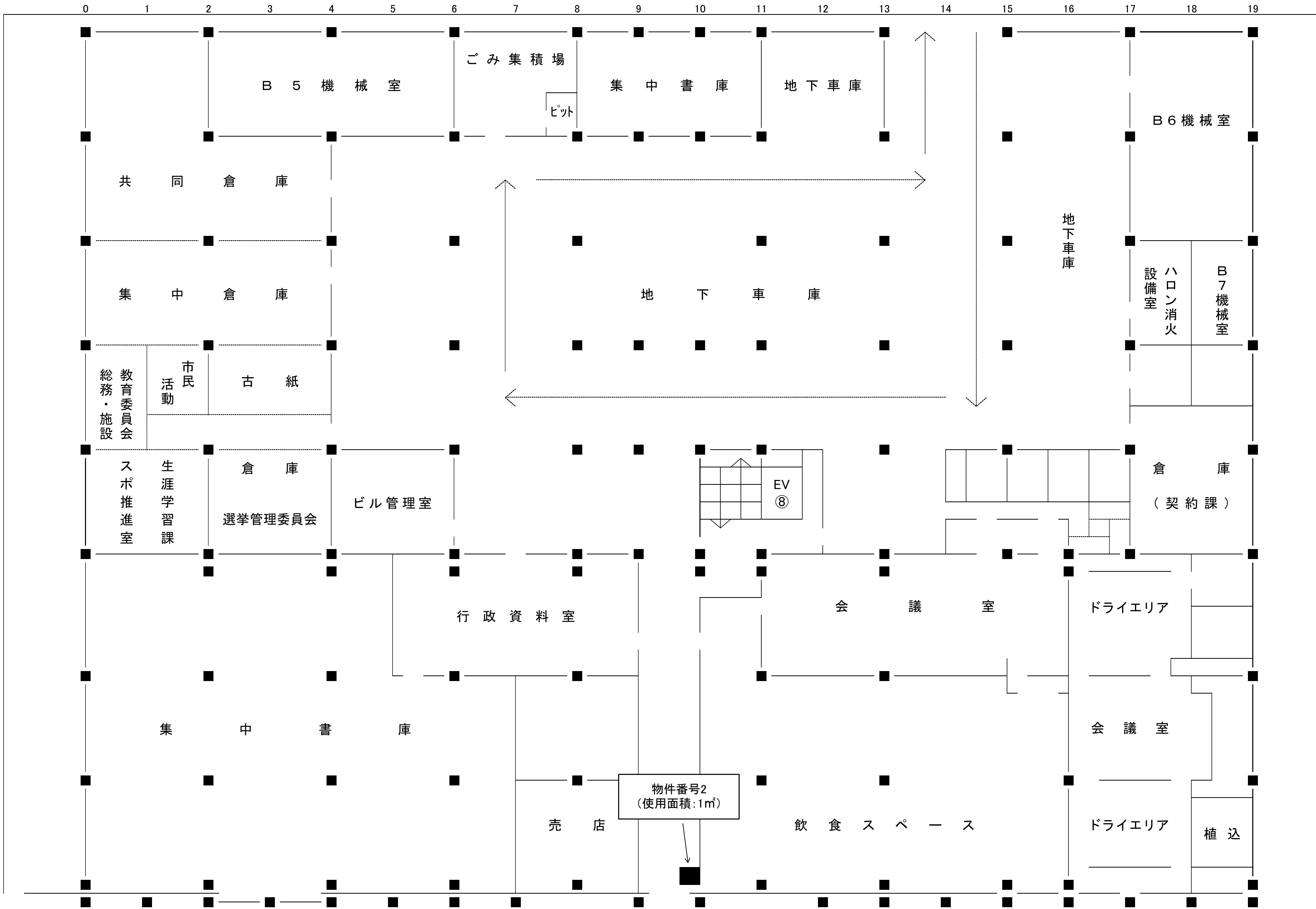
- ① 設置期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、デジタルサイネージ等の一部又は全部を中止することがある。また、設置場所について、協議の上、変更することがある。
- ② 設置場所に既存掲示物等の移設や撤去が必要な場合は、代替物を用意するなど設置事業者の負担で対応すること。
- ③ 機器の不具合や故障等トラブルが発生した場合については、設置事業者において速やかに対応すること。
- ④ 設備を良好に保つため、定期的な保守点検を行うこと。

- ⑤ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- ⑥ 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決する。

別紙1 本館1階

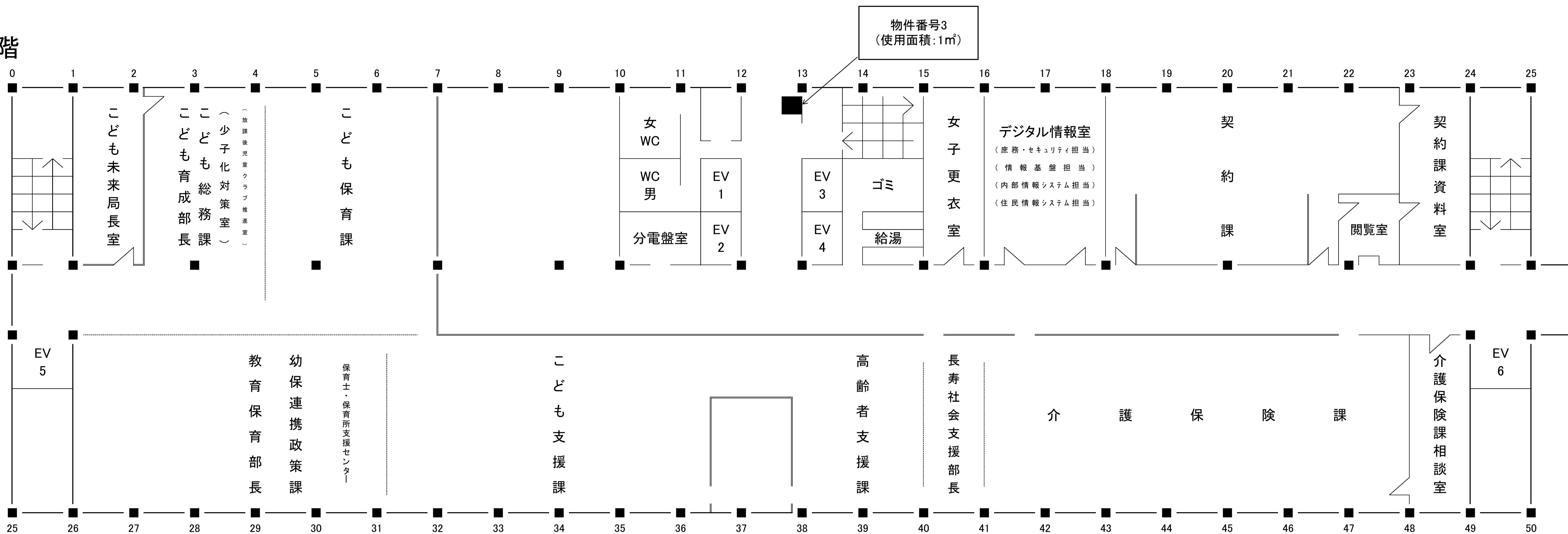


別紙2 本館地階

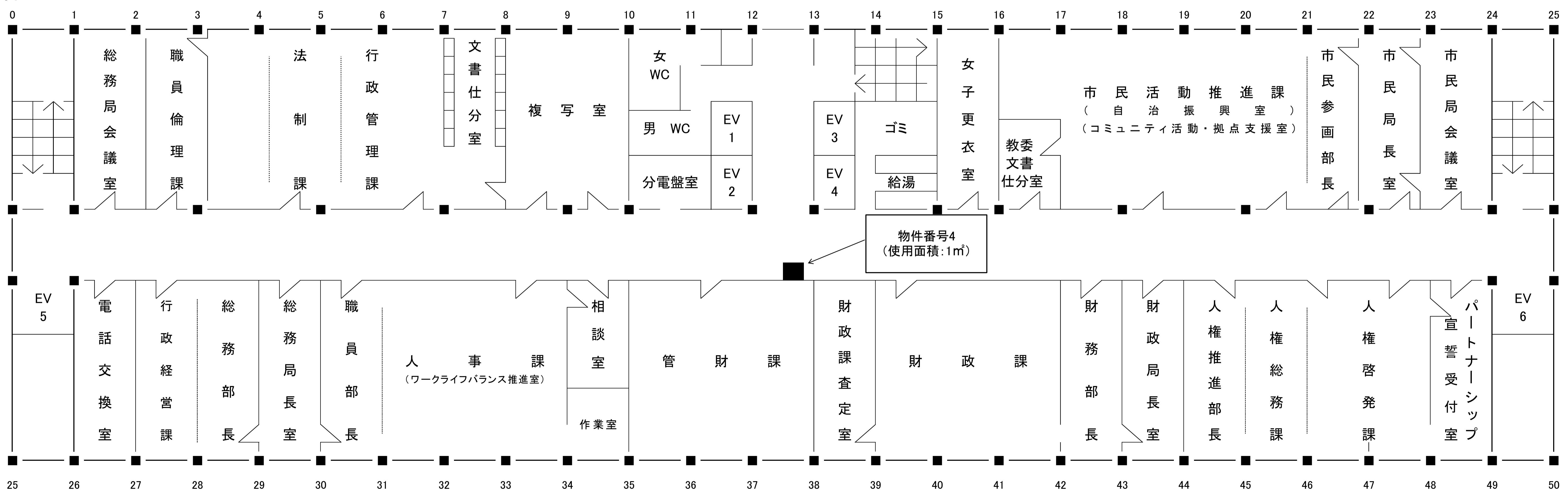


別紙3 本館2階、4階

2 隋

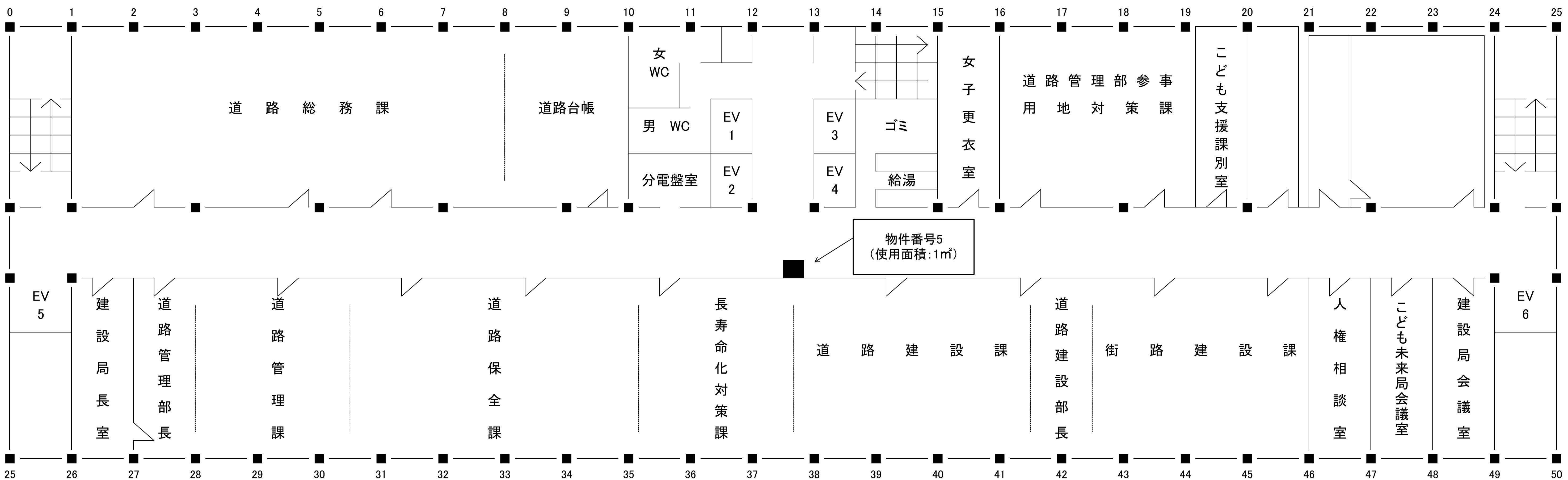


4 階

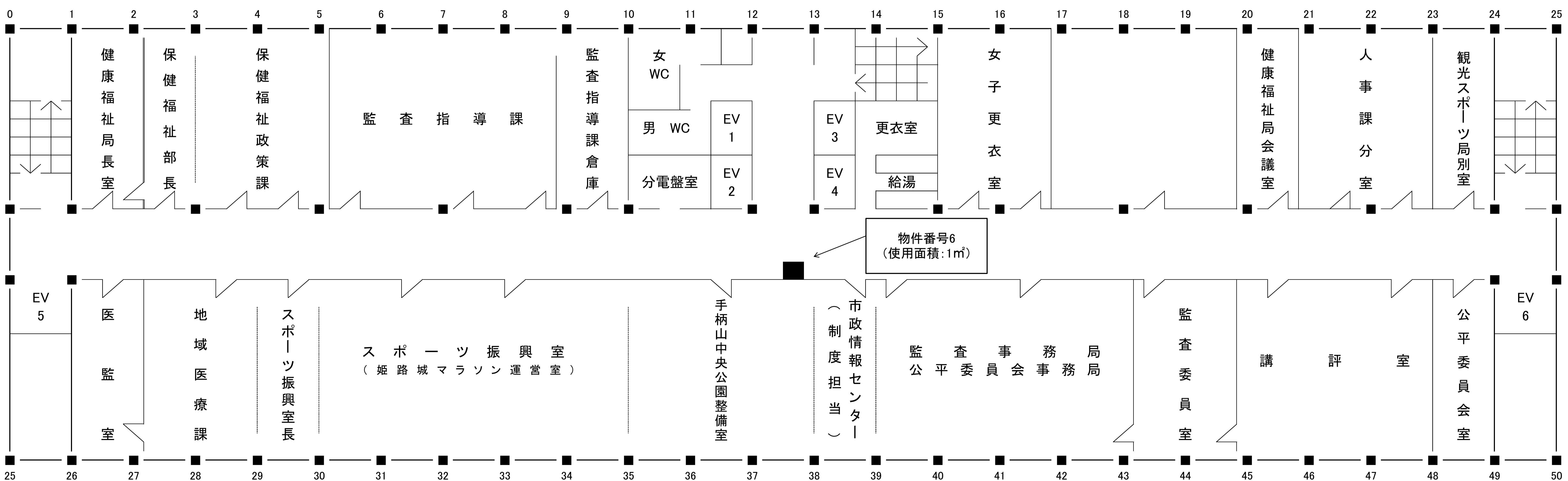


別紙4 本館6階、8階

6階



8階



応募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

電 話 番 号

担 当 者 名

姫路市が実施する本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件名

本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業

2 添付書類

- 応募価格提案書（定型封筒に封入のこと。）
- 誓約書
- 広告事業実績調書
- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
- 国税の納税証明書（その3の2又はその3の3）
- 姫路市税の滞納無証明書又は申立書兼同意書
- 事業概要（会社概要及び直近の貸借対照表及び損益計算書）

応募価格提案書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

〒

住 所 _____
(所在地)
氏 名 _____ 印
(法人名及び代表者名)
電 話 番 号 _____
(印鑑証明印)
担 当 者 名 _____

応募価格(提案使用料)

応募価格(提案使用料) (税込・月額)	円
------------------------	---

姫路市が実施する本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※1 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料(税込・月額)以上の金額を記入してください。
- 2 金額はアラビア数字で記入してください。
- 3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- 4 金額の訂正は無効です。
- 5 記名押印がないものは無効です。
- 6 必ず封筒に封入し、封筒表面に「姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業応募価格提案書」と記入してください。

誓 約 書

私は、姫路市が実施する本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集の申込に当たり次の事項を誓約します。

- 応募申込書の提出に際し、姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

〒

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

様式第4号

令和 年 月 日

広告事業実績調書

主なもの5件

件名	発注者	業務概要・設置機器数等	業務期間	備考
電子掲示板設置	××市××課	本庁舎1階に電子掲示板を 1台設置	×年×月×日 ～ ×年×月×日	

※ 国・地方公共団体との業務実績を優先して記入願います。

※ 記入した業務の内容がわかる資料を添付してください。

過去実績総件数（上記5件含む）

国・地方公共団体	件
民間その他	件
合計	件

申立書兼同意書

私は、姫路市が実施する本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申し立てます。

また、下記申立てについて、姫路市が調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実に相違する場合は、応募資格を喪失する場合があることについて異議ありません。

記

1 姫路市に納付すべき確定した税金、又は延滞金はありません。

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰

〒

住 所

(所在地) _____

氏 名

印

(法人名及び代表者名) _____

(印鑑証明印)

価格提案辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

電話番号

担当者名

姫路市が実施する本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集について、申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

※ 辞退後に、再度申込みを行うことはできません。

質問書

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長
(財政局管財課)

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質疑者	氏名 (法人名)	
	部署	
	担当者名	
	電話	
	FAX	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注2 質問は、管財課まで、メール、郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。

注3 質問の受付は、令和7年12月22日（月）午後5時までです。

受付番号